９　工事提出書類記載要領

書類　工１　建設業許可通知書又は許可証明書　必須

【注意事項】

□　登録を希望する種目の「建設業許可通知書」又は「建設業許可証明書」を提出してください。

※　「建設業許可証明書」については，各地方整備局・都道府県によって「許可確認願」等，異なる名称で交付する場合がありますので，許可を得ている機関に御確認ください。

□　申請種目に該当する業の許可が申請日時点で有効なものを提出してください。

□　更新申請中の場合は，現在手元にある通知書と，更新申請中である旨が分かる書類を提出し，更新完了後速やかに建設業許可通知書を提出してください。

書類　工２　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書　必須

【注意事項】

□　申請日において，審査基準日から１年７箇月以内のものとしてください。

□　次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です。

①　登録を申請する種目に対応する工事種目の総合評定値（Ｐ点）があること。

②　登録を申請する種目に対応する工事種目の完成工事高（２年平均又は３年平均）が“０”でないこと。

③　その他の審査項目（社会性等）の「雇用保険加入の有無」,「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の数値等欄が「無」でないこと。

※　上記が「無」の場合は，次の書類を提出してください。

ア　雇用保険の加入の確認書類：ａ及びｂ，又は　ｃ、ｄのいずれか

ａ　「労働保険概算・確定保険料申告書」

ｂ　ａにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」

ｃ　「雇用保険被保険者資格取得等通知書」（事業主通知用）

ｄ　雇用保険適用事業所設置届出事業主控（提出先での受付済印）

イ　健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：ａ～ｅのいずれか

ａ　保険料納付に係る「領収証書」

ｂ　保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」

ｃ　保険料納付に係る「社会保険納入確認書」

ｄ　「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」

ｅ　加入手続直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」（提出先での受付済印）

□　インターネットからダウンロードしたものは認められません。

書類　工３　技術職員名簿　必須

【注意事項】

□　書類　工２（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）に関する審査の申請時に添付していたものを提出してください。

□　上記申請時と現時点で記載技術者の雇用状況に変化があっても，追加や削除等の訂正はしないでください。

□　土木・建築の２種目登録申請を行う場合（４ページの「土木・建築の２種目登録について」参照）は，以下を追記してください。

①　全ての職員について，いずれの種目の職員として登録するかが分かるように，職種コードを〇で囲んでください。

②　大企業及び京都市外業者については，京都市を担当とする支社等に属し，京都市発注の工事に従事可能な技術者のみ〇で囲んでください。